

港湾施設維持管理計画書

令和6年11月

三重県 県土整備部 港湾・海岸課

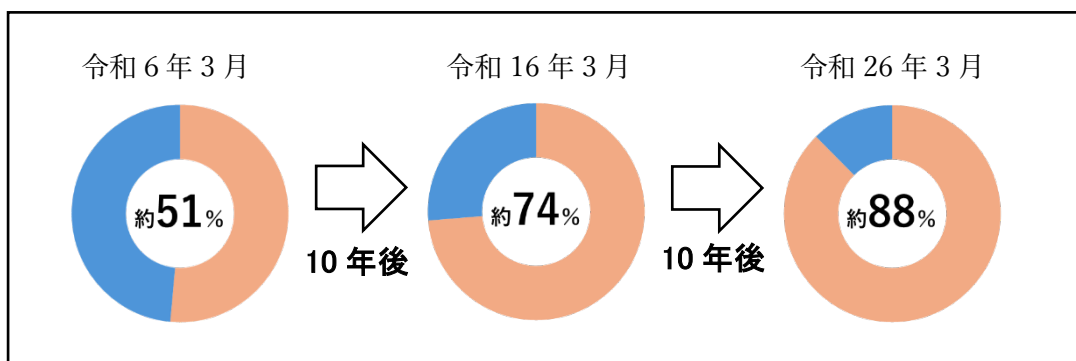
1. 背景と目的

三重県には、国際拠点港湾1港、重要港湾2港、地方港湾17港の港湾があり、そのうち、国際拠点港湾の四日市港を除く19港を三重県で管理している。

各港でこれまで整備してきた岸壁や防波堤などの港湾施設は、老朽化が進行しており、整備後50年を経過する割合が現在約51%であるのに対し、20年後には約88%に増加していく見込みである。一方、維持管理、更新・修繕に充当できる財源には限りがある。

このような状況の下、港湾機能を安定的かつ効率的に確保していくためには、計画的に維持管理していくことが必要であることから、各港の「港湾施設維持管理計画書」を更新した。

図1 港湾施設における整備後50年以上経過する施設の割合



2. 本計画の対象施設

本県が管理している19港の港湾施設（岸壁や防波堤、臨港道路等）の約1,800施設を対象としている。

表1 三重県が管理する港湾

津松阪港	重要港湾	津市・松阪市	五ヶ所港	地方港湾	南伊勢町
尾鷲港	〃	尾鷲市	吉津港	〃	南伊勢町
桑名港	地方港湾	桑名市	長島港	〃	紀北町
千代崎港	〃	鈴鹿市	引本港	〃	紀北町
白子港	〃	鈴鹿市	三木里港	〃	尾鷲市
宇治山田港	〃	伊勢市	賀田港	〃	尾鷲市
鳥羽港	〃	鳥羽市	二木島港	〃	熊野市
的矢港	〃	志摩市・鳥羽市	木本港	〃	熊野市
賢島港	〃	志摩市	鶴殿港	〃	紀宝町
浜島港	〃	志摩市	-	-	-

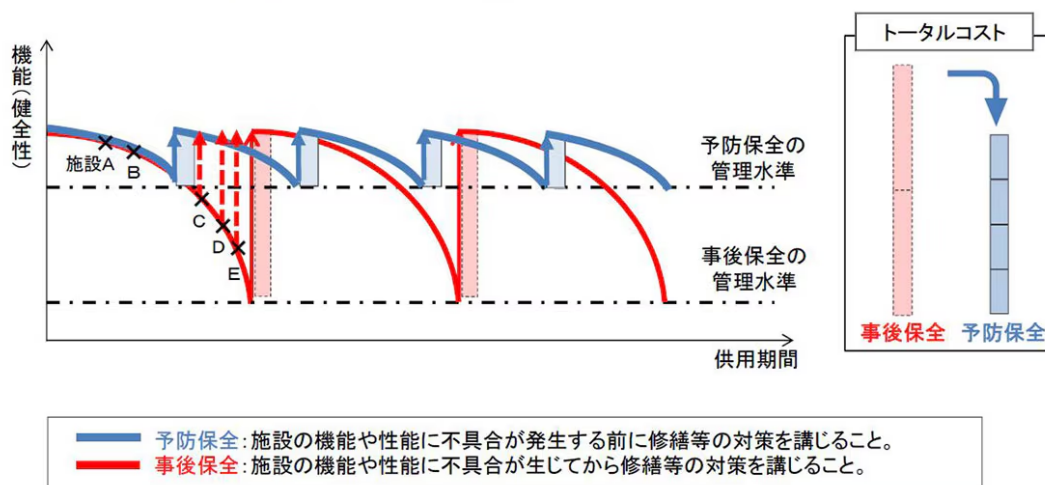
3. 基本方針

従来の施設が大きく損傷してから修繕を行う事後保全型の維持管理から維持管理計画書に基づいた確かな維持管理を推進していく。

また、施設の更新や修繕費用の縮減や平準化を図るため、施設が大きな損傷を受ける前に維持・修繕を行う予防保全型の維持管理を推進していく。

図2 事後保全型維持管理と予防保全型維持管理のイメージ

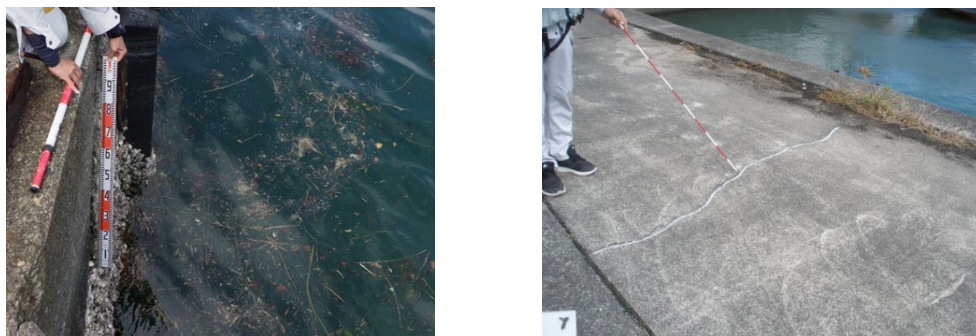
【事後保全と予防保全のメンテナンスサイクル】



4. 定期的な点検

日常的なパトロールによる状況の把握に加え、維持管理計画に基づき5年以内ごとに一度の定期点検を実施し、施設の状況を詳細に把握する。

図3 日常点検及び定期点検の様子



5. 計画的な修繕

施設の点検結果から施設の健全度を A～D の4段階に分類し評価する。また、施設の使用や使用頻度、重要度などから優先度を A'～C'の3段階に分類し評価する。これらから施設の優先順位を決定し、適切な時期に修繕を実施する。

図4 評価基準

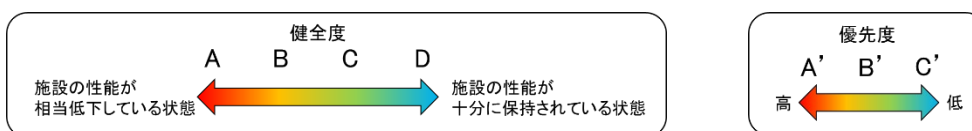


図5 港湾施設の優先順位

健全度 \ 優先度	A	B	C	D
A'	1	2	3	4
B'	2	2	4	4
C'	3	4	4	4